

# 国立二小サッカークラブフェリシダージェ規約

## 第一章 総則

### 第一条 名称

本組織は、国立二小サッカークラブフェリシダージェ（略称 国立二小SC）と称す。

### 第二条 目的

サッカーを通じて地域の少年、少女の心身の健全な育成を図るとともに、地域のサッカーの普及に努力する。

### 第三条 活動内容

1. 練習の実施
2. 各種大会への参加
3. 各種大会の企画・実施
4. 夏期合宿、その他必要と認められる活動

### 第四条 活動場所

国立第二小学校（所在:東京都国立市西2-13）を中心に、市内小学校、公共施設等で活動する。

### 第五条 責任

本組織への参加に当たっては、保護者の責任においてこれを行う。「第三条活動内容」、並びに活動参加の為の移動等における事故等については本組織、並びに本組織運営者（役員）、指導者は一切責任を負わないものとする。但し、本組織、並びに本組織運営者（役員）、指導者は可能な限り事故を未然に防ぐことに留意する。

## 第二章 会員

### 第六条 構成

本クラブの会員は、小学生（1年生～6年生）、未就学児（年長に限る）、及びそれぞれの保護者、並びに指導者で構成する。また総会における決議権は保護者が有する。

### 第七条 入会

本組織への入会は、所定の用紙をもって随時受け付ける。但し、児童の入会は保護者の承諾が必要であり、保護者は本規約に同意、受諾の上、入会を申し込むこととする。

### 第八条 保険

本組織に加入した児童はスポーツ傷害保険に全員加入する。保険加入料は別途徴収する。指導者もスポーツ傷害保険に加入するが、保険料は当組織より支出するものとする。

### 第九条 退会

次の事項があったときは、退会を認める

1. 代表に退会の申し出があり、受領したとき
2. 会員として相応しくない行為があったと認められ、役員会で承認したとき

## 第三章 組織

### 第十条 構成

本組織は本規約に則り、運営を円滑に行う為に次の組織を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営会

## 第四章 総会

### 第十一条 総会

本組織は当クラブの最終決定機関とする。

### 第十二条 構成

総会は、通常総会と臨時総会を以って構成する。通常総会は、年一回とし、年度の初めに代表が召集する。臨時総会は代表または役員会が必要と認めた場合に臨時に召集出来る。

### 第十三条 決議

総会は定数の半数以上の出席（委任状を含む）を以って成立する。また議事は定数の半数以上が出席（委任状を含む）し、出席者の半数以上の賛同を得て決議する。

### 第十四条 任務

総会の任務は以下の通りとする。

1. 前年度活動報告及び会計報告の承認
2. 当該年度の活動計画及び予算案の承認
3. 役員の選任及び承認
4. 指導者（総監督、監督）の選任及び承認
5. その他総会の決議が必要な議案の決定

## 第五章 役員会

### 第十五条 役員

本組織は本規約に則り、運営を円滑にするために、次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. クラブスタッフ 若干名

### 第十六条 選出

本組織の役員は、会員の互選により選出し、総会で承認を得て決定する。尚、役員の兼任に制限を設けず、これを妨げない。

### 第十七条 任期

役員の任期は一年とし、再選の制限は設けず、これを妨げない。

### 第十八条 役員会

役員会は代表が召集し、役員会の議決が必要な事項について決議する。

### 第十九条 決議

役員は役職に関わらず決議権を一票持つ。役員会の決議は決議権の半数以上が出席（委任状を含む）し、決議権の半数以上の賛同を得て決議する。

## 第六章 運営会

### 第二十条 運営会

運営会は、役員及び指導者と保護者（各学年の代表者）が参加し、原則月一回開催する。練習スケジュール及び練習場所の確認と調整及び、その他クラブ共有事項の伝達の間とする。

## 第七章 指導運営

### 第二十一条 指導者

指導運営において、運営を円滑に行う為に、次の指導者を置く。

1. 総監督 1名
2. 監督 各カテゴリーに1名
3. コーチ 各カテゴリーに若干名

### 第二十二条 総監督、監督

総監督、監督は総会の承認を得て決定する。任期は一年とし、再選の制限は設けず、これを妨げない。尚、他役務との兼任に制限を設けず、これを妨げない。

### 第二十三条 コーチ

本組織に所属するコーチは総監督、監督の推薦により、運営会の承認を得て決定する。

## 第八章 会計

### 第二十四条 会計

本組織は本規約に則り、会員の会費にて運営する。総会、役員会、運営会、指導運営に関する費用は、正当な理由により基本的に本費用より支出する。

### 第二十五条 会費

本組織の活動に当たり、会員は別途定める会費を納める。

### 第二十六条 会計年度

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第二十七条 予算と決算

事業計画に基づき役員会において予算を作成し、年度終了後に決算する。監査を経て会員に周知する。

## 第九章 その他

### 第二十八条 その他

規約に定められていない用件に関しては随時、役員会が判断し実施する。

### 第二十九条 規約の改正

本規約の改正は総会の決議事項とする。

付則 本規約は令和2年10月17日から施行する。